Osteospermum L.	KLEOE10180	Nils Klemm Hanfacker Gew. 9, Muhlhausen, 70378 Stuttgart, Germany	第27857号 平成27年2月24日	
〃	KLEOE10182	〃	第27858号 平成27年2月24日	
〃	KLEOE11185	〃	第27859号 平成27年2月24日	
〃	KLEOE11193	〃	第27860号 平成27年2月24日	
〃	KLEOE12198	〃	第27861号 平成27年2月24日	
Petunia Juss.	Sunsurfelevi	サントリーフラワーズ株式会社 東京都港区芝4丁目17番5号	第27504号 平成27年3月24日	
Vaccinium L.	サザンベル	Florida Foundation Seed Producers, Inc. 3913 Hwy 71, Greenwood, Florida 32443 USA	第23386号 平成27年5月7日	

○農林水産省告示第千七百八十九号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十七年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年七月十四日

農林水産大臣　林　芳正

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	キセキ　SC167	215002	〃
〃	ジョンディア　CG068	215003	ヤンマー株式会社
〃	ジョンディア　CG067	215004	〃
〃	キセキ　SC168	215001	井関農機株式会社

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○国土交通省告示第八百五十九号

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）第二十四条第一項の規定に基づき、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構支援基準の一部を改正する告示を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十七年七月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構支援基準の一部を改正する告示

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構支援基準（平成二十六年国土交通省告示第九百八十一号）の一部を次のように改正する。

1．（2）③中「対象事業者」を「対象事業」に改める。

1．（2）④に次のただし書を加える。

ただし、機構が我が国事業者との間で最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りでない。

1．（4）中「株式会社国際協力銀行」を「機構と株式会社国際協力銀行」に改め、「による支援のみでは十分な実施が困難である」を「との間で十分な連携の下に適切な役割分担が行われている」に改める。

2．（1）③中「及び他の公的機関による支援」を削り、「困難な事業に対し、」の下に「他の公的機関を含む」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第八百六十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十四日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山陰自動車道 鳥取益田線	松江市玉湯町林一七九四番四から同市玉湯町林一六〇一番六まで	平成二十七年七月十五日〇時

○国土交通省告示第八百六十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十七年七月一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5340号	船外機（小型船舶用） 6EM	ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地
第5341号	〃 6FA	〃	〃

○国土交通省告示第八百六十二号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十七年七月一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第1594号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（固型式）	TKW－1型	高階救命器具株式会社	布地、縫い糸、ファスナー及び胴部の締め具を変更
第2030号	〃	TK－12A型	〃	布地、縫い糸及びファスナーを変更
第5034号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	TK－4320型	〃	縫い糸及び胴部の締め具を変更
第5035号	〃	TK－5320型	〃	第5034号に同じ